議案第38号

専決処分の承認を求めることについて

平成21年度狭山市一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、 その承認を求める。

平成22年4月23日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

平成21年度狭山市一般会計補正予算(第6号)

補正予算別紙のとおり

平成22年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成21年度狭山市一般会計補正予算(第6号)

平成21年度狭山市一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,854,239千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算 補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款					項			補 正 前 の 額			補 正 額			計	
17 財	け	産	収	λ				232,313		, 3 1 3		8,867		241,180	
					1	財産	全運 用	収入		2 1	, 5 3 8		8 , 8	6 7	30,405
18 봄	寄	附寸		金						8	, 9 4 1		2,5	8 9	11,530
					1	寄	附	金		8	, 9 4 1		2,5	8 9	11,530
		歳	Л		合		計		50,8	4 2	, 783		11,4	5 6	50,854,239

歳 出 (単位 千円)

		款		項	補 正 前 の 額	補正額	計
2	総	務	貴		9,511,019	11,028	9 , 5 2 2 , 0 4 7
				1 総務管理費	8,391,584	11,028	8,402,612
10	教	育費			5,697,602	0	5,697,602
				3 中 学 校 費	929,137	0	929,137
12	諸	支 出	金		9,012	4 2 8	9 , 4 4 0
				2 土地開発基金繰出金	9,002	4 2 8	9,430
		歳 出		合 計	50,842,783	11,456	50,854,239

第2表 繰越明許費補正

追 加 (単位 千円)

		款			項		事	業	名	金	額
4	衛	生	費	1	保健衛生	費	自然エネルギー	舌用促進事業			3,000
8	土	木	費	2	道路橋りよ	う費	一般市道道路改良	美事業			8,500
							三ツ木堀改良事業	¥			4,300
							堀兼地区いっ水気	付策事業			3,000
				3	都市計画	費	新都市機能ゾーン	ン整備事業			14,800
10	教	育	費	4	幼 稚 園	費	幼稚園情報通信技	支桁環境整備事業			2,500
				5	社 会 教 育	費	公民館情報通信	支術環境整備事業	-		2 , 7 5 0

変 更 (単位 千円)

		款		項			事業名			補正前	の金額	補正後	の金額
8	土	木	費	3	都市計	画 費	狭山市駅西口地区第	第一種市街 [‡]	也再開発事業負担金	3 4 4	, 0 0 0	5 3 9	, 3 2 1